

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を
10/10 (100%) に拡充します

- **令和2年4月1日から9月30日まで**の期間を1日でも含む賃金締切期間
(判定基礎期間) が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます (裏面へ)
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

＜様式はこちら＞



「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・ 令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと
(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。
また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます)
- ・ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間
(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

(裏面へつづく)

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- 差額（追加支給分）も含めて支給します

※ 審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給します
差額（追加支給分）は令和2年7月以降順次にお支払しますので、
今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し） 従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

＜様式はこちら＞



現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせを
いただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」
までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）
およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金

検索

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

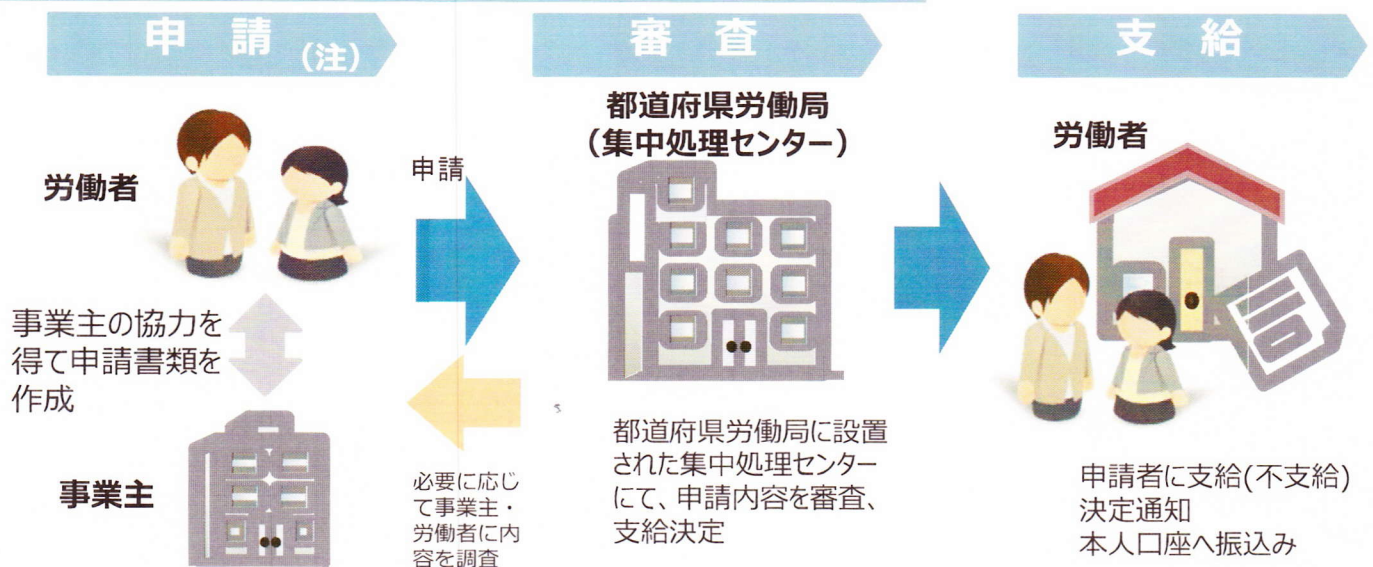
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所の分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、事業主や代理人、社会保険労務士が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局